

令和 **元** 年度

健康保険被扶養者資格確認 「部分調査」を実施いたします

健保組合は、法律（健康保険法施行規則第50条）により、毎年、被扶養者資格の確認を行うことができます。被扶養者資格確認調査は、被扶養者となった方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。就職や結婚等で被扶養者の資格を失ったにもかかわらず、手続きを忘れていない方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きもれに対応するため、この調査を毎年実施しています。**今年度は配偶者を対象とした「部分調査」となります。**

本来、被扶養者資格のない方が加入したままになっていると、健保組合にとって重い負担となっている高齢者医療への納付金が多く算出され、不要な支出をすることにもつながります。

1 実施時期

令和元年7月

2 調査対象者

配偶者を被扶養者としている被保険者
*令和元年6月1日以降に認定された被扶養者は除く

3 調査要領

調査対象となる被扶養者がいる方には、「健康保険被扶養者資格確認調査書」をWEBまたは紙面（事業所経由）で配付いたします。
概要は改めてご連絡いたします。

4 提出期限

調査書配付（WEBまたは紙面）

7月2日（火）

事業所人事・総務提出期限

7月31日（水）（厳守）



被保険者のみなさんには資格確認調査書のほか、必要証明書類を提出していただくことになり、費用負担やお手数をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

*令和元年度 健康保険被扶養者資格確認調査の詳細は、健保ホームページに掲載しております。

平成30年
7月実施

被扶養者資格確認調査結果について ご報告します

調査結果【23歳以上の子・孫】

●対象被保険者数	910名
●対象被扶養者数	995名
●不 適 格 者	377名

不適格者の主な内訳

(1) 就職	333名
(2) 生計維持なし（収入超過・仕送なし）	33名
(3) 扶養異動	2名
(4) 結婚	8名
(5) 親の離婚	1名

